

働き方改革推進支援助成金交付要綱
(取引環境改善コース)

(通則)

第1条 働き方改革推進支援助成金取引環境改善コース（以下「本助成金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的及び関係書類の提示及び監査)

第2条 本助成金は、荷主集団等が、その構成員である運送事業者等が雇用する労働者の時間外労働の削減等のため、荷待ち・荷役時間及び労働時間の短縮に向けた取引環境を整備した荷主集団等に助成金を支給することにより、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進に向けた環境を整備することを目的とする。

2 所轄都道府県労働局長（以下「労働局長」という。）は、本助成金の支給事務の適正な運営を確保するために必要と認めるときは、所属の職員に、荷主集団等及びその構成員に対して、関係書類の提示を求めさせ、又は監査させることができる。

(定義)

第3条 この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 荷主集団等 荷主又は倉庫事業者並びに運送事業者等から構成される、別に定める集団等をいう。

(2) 代表事業主 荷主集団等を代表して、本助成金の申請に係る事務等を行う事業主をいう。

(3) 荷主 物流において、輸送や保管などの業務を依頼する事業者をいう。「物資の流通の効率化に関する法律」（平成17年法律第85号）における「第一種荷主」又は「第二種荷主」であり、同法の「連鎖化事業者」は含まない。

(4) 倉庫事業者 荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結している

事業者をいう。

- (5) 運送事業者 貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者であり、かつ、労働基準法（昭和22年法律第49号）第140条第1項に定める自動車運転者の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主をいう。

（改善事業及び助成対象経費）

第4条 本助成金は、荷主集団等が、時間外労働の削減又は賃金引上げに向けて次に掲げる事業（以下「改善事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、第3項で定める経費（以下「助成対象経費」という。）について予算の範囲内で交付する。

- (1) 取引適正化への理解促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取引先等との調整
- (2) 好事例の収集、普及啓発
- (3) セミナー（勤務間インターバルに係る事項を含む。）の開催等
- (4) 巡回指導、相談窓口の設置等
- (5) 運送事業者等が利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新

2 第2条の目的に照らし、次の内容を含むものは、その限りにおいて前項の改善事業とすることはできない。

- (1) 法令等で義務づけられている措置に係る内容
- (2) 単なる経費削減を目的とした内容
- (3) 単なる労働者の不快感の軽減や作業快適化を図ることを目的とした内容
- (4) 荷主集団等の構成員が自ら行うべき内容を荷主集団等が単に代行するに過ぎない内容
- (5) 日本国外で実施する内容
- (6) 事業実施予定期間（第1項に定める改善事業を実施する期間として第14条を踏まえて荷主集団等が予定し、第8条の交付決定を得た期間をいう。以下同じ。）ではない期間に実施する内容

3 助成対象経費の区分は、交付決定日から支給申請日までの期間において実際に支出した費用であり、かつ、第1項に掲げる改善事業の実施に要した費用のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、通信運搬費、機械装置等購入費、造作費、備品費及び委託費とする。

(成果目標)

第5条 荷主集団等は、前条第1項の改善事業を実施するに当たり、構成員である運送事業者の2分の1以上に対して荷待ち・荷役時間及び労働時間の短縮に効果を上げることを成果目標として設定し、その達成に向けた内容とすること。

(交付額及び助成上限額)

第6条 本助成金の交付額は、1荷主集団等当たり100万円以内で、第4条第1項の改善事業の実施に要した費用の合計額及び100万円のうち、いずれか低い額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 本助成金の交付を受けようとする荷主集団等は、様式第1号、事業実施計画及び別に定める添付書類を労働局長に提出することにより、事業実施年度の11月30日午後5時までに交付申請を行わなければならない。ただし、大規模なシステム障害や自然災害等荷主集団等の責めに帰すべきでない事由による期日後の交付申請については、続く改善事業の実施に支障がないと見込まれる限りにおいて、労働局長はこれを受理すること。

2 事業実施年度における国の予算の状況により、前項の期日は予告なく変更する場合がある。

(交付決定等)

第8条 労働局長は、前条の規定による交付申請があった場合は、必要に応じて現地調査等を行いつつこれを審査し、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第39条第1号に基づき、荷主集団等が改善事業を実施することが適当であると認めたときは、交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、様式第2号により代表事業主に通知するものとする。

2 労働局長は、代理人又は社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省労働省令第1号。以下「社労士則」という。）第16条第2項に規定する提出代行者若しくは同則第16条の3に規定する事務代理者による交付申請の場合、交付決定通知等については、これらの代理人等ではなく、代表事業主に対して通知する。

- 3 労働局長は、荷主集団等が改善事業を実施することは適当でないと認めた場合は、不交付の決定（以下「不交付決定」という。）を行い、様式第3号により、当該代表事業主に通知するものとする。
- 4 労働局長は、交付申請のあった日から、原則として1箇月以内に交付決定又は不交付決定を行うものとする。
- 5 労働局長は、次の場合には交付決定を行わないものとする。
 - (1) 交付申請の内容が、本交付要綱及び別に定める交付要件を満たさない場合
 - (2) 事業実施年度における全国の交付申請額の総額が、当年度における国の予算額を超過するおそれがある場合
 - (3) 荷主集団等又は代表事業主が、交付申請日の前日から起算して過去5年間に、業務改善助成金又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第3章の2若しくは雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4章に基づき支給される給付金（以下「他の助成金等」という。）について、不正に受給した場合又は不正に受給しようとした場合
 - (4) 代理人又は事務代行等を行う社会保険労務士が、過去5年間等に、第23条第2項に基づく交付決定の取消し又は他の助成金等を不正に受給したことの理由となった不正行為に関与した場合
 - (5) 荷主集団等若しくはその構成員又はこれらの役員等のうちに、過去5年間等に、第23条第2項に基づく交付決定の取消し又は他の助成金等を不正に受給したことの理由となった不正行為に関与した者がある場合
 - (6) 荷主集団等若しくはその構成員又はこれらの役員等のうちに暴力団員に該当する者がいる場合、暴力団員が経営に実質的に関与している場合及びこれらの事業場であると知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められた場合
 - (7) 荷主集団等又は代表事業主が、交付申請日の前日から起算して過去1年間に、労働基準関係法令等に係る法令違反を行ったことが明らかである場合
 - (8) 荷主集団等の構成員が交付決定までに倒産等した又は事業実施年度内に倒産する見込みが相当程度ある場合
 - (9) 荷主集団等又は代表事業主が、事業実施年度の前年度より前のいずれかの保険年度において労働保険料を滞納し、現在まで滞納が解消されていない場合
 - (10) 改善事業の受託者が、荷主集団等又は代表事業主本人、申請代理人又はこれと同一視できる者である場合

(11) その他、荷主集団等が改善事業を行うことは適切でないとして労働局長が認める場合

6 交付決定については、次の制限及び調整を行うものとする。

(1) 労働局長は、同一年度内に、同一の改善事業又は成果目標について、国又は地方公共団体から他の補助金（間接補助金を含む。）の交付を受けている場合は、同一の荷主集団等又は代表事業主について交付決定を行わないものとする。

(2) 労働局長は、同一年度内の交付申請である場合には、同一の荷主集団等及び代表事業主について、2回以上の交付決定を行わないものとする。同一の荷主集団等が不交付決定を受けた場合、既に受けた交付決定の全部又は一部を取り消した場合も同様とする。

(3) 労働局長は、同一年度内の交付申請である場合には、同一の代表事業主に係る本コース及び本助成金の団体推進コース（事業主団体等が共同事業主の場合に限る。）の交付申請について、2回以上の交付決定を行わないものとする。同一の代表事業主が不交付決定を受けた場合、既に受けた交付決定の全部又は一部を取り消した場合も同様とする。ただし、代表事業主が自らの雇用する労働者について、労働時間等の設定の改善の推進に向けた環境整備のために、同一年度内に本助成金の業種別課題対応コース、労働時間短縮・年休促進支援コース又は勤務間インターバルコースの交付申請を行う場合には、この限りでない。

（決定通知後の申請の取下げ）

第9条 荷主集団等は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付申請を取り下げようとするときは、前条の通知を受けた日から15日以内に、その旨を記載した書面を労働局長に提出しなければならない。

（契約等）

第10条 荷主集団等は改善事業を実施するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、改善事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（事業実施期間）

第11条 荷主集団等が改善事業を実施することができる期間は、原則として、交付決定の日から当該年度の2月14日までの期間とする。

ただし、会計年度独立の原則（財政法（昭和22年法律第34号）第12条）の遵守に支障が生じない限りにおいて、交付決定等により、労働局長がこれと異なる期間について決定することを妨げるものではない。

（交付決定内容の変更）

第12条 荷主集団等は、第8条第1項の交付決定を受けた内容を変更しようとする場合は、あらかじめ様式第4号を労働局長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更又は交付決定を受けた助成対象経費の配分の10%未満である場合は、この限りでない。

- 2 第18条第1項の規定は、前項の事業実施計画変更申請の規定について準用する。
- 3 労働局長は、第1項の規定による変更の申請があった場合は、必要に応じて現地調査等を行いつつこれを審査し、申請の内容が適当であると認めるときは、事業実施計画変更承認の決定を行い、様式第5号により代表事業主に通知するものとする。このとき、労働局長は、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 4 労働局長は、申請の内容が適当でないと認められた場合は、事業実施計画変更不承認の決定を行い、様式第6号により、代表事業主に通知するものとする。

（改善事業の自主的な中止又は廃止）

第13条 荷主集団等は、改善事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ様式第7号を労働局長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 労働局長は、第1項の規定による中止又は廃止の申請があった場合は、これを審査し、申請の内容が適当であると認めるときは、様式第7号の2により、代表事業主に通知するものとする。
- 3 中止した改善事業を再開させようとする場合、荷主集団等は第12条第1項に基づき事業実施計画変更申請を行い、事業実施予定期間等の変更について、労働局長の承認を得なければならない。

（事業遅延の届出）

第14条 荷主集団等は、地震、津波、風水害等の災害その他避けることのできない事由により、やむを得ず、改善事業が事業実施予定期

間内に実施できないと見込まれる場合又は改善事業の遂行が困難となった場合においては、あらかじめ様式第8号を労働局長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 荷主集団等は、改善事業の実施状況について、労働局長から報告を求められた場合には、速やかに様式第9号を労働局長に提出しなければならない。

(支給申請)

第16条 改善事業を実施した荷主集団等は、様式第10号、様式第11号及び別に定める添付書類を労働局長に提出することにより、事業実施予定期間の終期から起算して30日後の日又は交付決定を受けた日の属する年度の2月26日のいずれか早い日までに、改善事業の実施結果の報告及び支給の申請（以下「支給申請」という。）を行わなければならない。ただし、大規模なシステム障害や自然災害等荷主集団等の責めに帰すべきでない事由による期日後の支給申請については、会計年度独立の原則の遵守に支障がないと見込まれる限りにおいて、労働局長はこれを受理すること。

2 前項の期限について、労働局長の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

(交付額の確定等)

第17条 労働局長は、前条の規定による支給申請があった場合、必要に応じて現地調査等を行いつつこれを審査し、改善事業を実施した結果が交付決定の内容又は第12条に基づく計画変更の承認内容及びこれに付した条件（以下「交付決定の内容等」という。）に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定（以下「交付額の確定」という。）し、様式第12号により、当該代表事業主に通知するものとする。

2 労働局長は、代理人又は社労士則第16条第2項に規定する提出代行者若しくは同則第16条の3に規定する事務代理者の場合、交付決定通知等については、これらの代理人等ではなく、代表事業主に対して通知することとする。

3 労働局長は、支給申請のあった日から、原則として1箇月以内に交付額の確定等を行うものとする。

4 労働局長は、次の場合には交付額の確定を行わないこととする。

- (1) 支給申請が交付決定の内容等に適合しないと認めるとき
- (2) 支給申請が、支給申請の審査について別に定める要件を満たさないとき

(消費税仕入控除税額の取扱)

第18条 荷主集団等は、第7条の交付申請を行うに当たり、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して交付申請を行わなければならない。ただし、交付申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 2 労働局長は、第8条の交付決定を行うに当たり、前項により消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた場合は、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 労働局長は、第1項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、消費税仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 荷主集団等は、第15条の状況報告又は第16条の支給申請を行うに当たり、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第19条 荷主集団等は、改善事業実施後に、消費税及び地方消費税の申告により、消費税仕入控除税額が確定した場合（消費税仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第13号により速やかに、遅くとも事業実施年度の翌々年度6月末日までに労働局長に報告しなければならない。ただし、前条第4項により、当該消費税仕入控除税額を減額して状況報告を行った場合には、この限りでない。

- 2 労働局長は、前項の報告があった場合には、様式第14号により、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、消費税仕入控除税額が0円の場合はこの限りでない。
- 3 前項に基づく消費税仕入控除税額の返還の納付期限は、当該命令

のなされた日から20日以内とする。期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第20条 労働局長は、次に掲げる場合には、第8条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 荷主集団等又は代表事業主が、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく労働局長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 荷主集団等又は代表事業主が、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない状況であるにもかかわらず、本助成金を受け、又は受けようとした場合（以下「不正受給」という。）

(3) 交付決定後に生じた事情の変更等により、改善事業の全部又は一部を実施又は継続する必要がなくなった場合

(4) その他、交付決定後に生じた事情により、当該事業主に本助成金の交付を行うことが適切でないと労働局長が認める場合

2 労働局長は、支給申請が次のいずれかに該当する場合には、第8条の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、支給申請が(1)に該当する場合に限り、労働局長は、第8条の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことに加え、交付決定を変更することもできる。

(1) 労働局長が定める期限までに、不足又は不備のない支給申請が行われない場合（前項第1号に該当する場合を除く。第17条第4項の事由により交付額の確定を行わないまま、労働局長が定める期限を経過した場合を含む。）

(2) 申請者が荷主集団等でなくなったことを確認した場合

(3) 荷主集団等又は代表事業主が、交付決定後において、業務改善助成金又は労働者災害補償保険法第3章の2若しくは雇用保険法第4章の規定により支給される給付金について、不正に受給した場合又は不正に受給しようとした場合

(4) 荷主集団等又は代表事業主が、交付決定後において、労働基準関係法令等に係る法令違反を行ったことが明らかである場合

(5) 荷主集団等の構成員が、交付決定後において、倒産した又は事業実施年度内に倒産する見込みが相当程度生じた場合

(6) 改善事業の受託者が、荷主集団等又は代表事業主本人、申請代理人またはこれと同一視できる者である場合

- 3 労働局長は、第1項及び第2項のいずれかに該当するとして、交付決定の全部を取消し又は変更した場合は、様式第3号の2により、代表事業主に通知する。
- 4 労働局長は、交付決定額の一部を支給しない処分を行おうとする場合には、様式第3号の2により交付決定の内容を変更するとともに、第17条に基づき、様式第12号により交付額の確定を通知すること。

(助成金の返還、加算金及び延滞金)

第21条 労働局長は、前条第1項に基づき交付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の助成金が既に支給されているときは、期限を付して、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとし、様式第14号により代表事業主に通知する。

- 2 労働局長は、前項の返還を命ずる場合、当該命令に係る助成金を荷主集団等が受領した日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を、併せて命ずるものとする。
- 3 第1項に基づき返還を命じる助成金及び前項の加算金の納付期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(公表)

第22条 労働局長は、本助成金の支給に係る適正な履行を担保し、不正受給を予防するため、荷主集団等の行った不正受給が特に重大又は悪質なものであると認められる場合、下記(1)ないし(3)を公表すること。

- (1) 不正受給を行った荷主集団等の名称及び代表事業主の名称
- (2) 不正受給に係る助成金の名称、交付決定を取り消した年月日並びに返還を命じた額及び返還状況
- (3) 不正受給の内容

(財産の管理等)

第23条 荷主集団等及び代表事業主は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、改善事業の実施後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的な運用を図ら

なければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第24条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号の規定により、厚生労働大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が30万円を超える機械、重要な器具及びその他の財産とする。

- 2 荷主集団等は、施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ労働局長の承認を受けなければならない。
- 3 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(助成金の経理)

第25条 代表事業主は、改善事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して、改善事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 代表事業主は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の収支簿とともに、第17条に基づく交付額の確定の日の属する年度の終了後、5年間保管しなければならない。ただし、改善事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の保管期間にかかわらず、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで、保管しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第26条 荷主集団等は、第7条第1項に基づく交付の申請、第9条に基づく申請の取下げ、第12条第1項に基づく計画の内容の変更、第13条第1項に基づく改善事業の自主的な中止又は廃止、第14条に基づく事業遅延の届出、第15条に基づく状況報告、第16条に基づく支給申請、第19条第1項に基づく消費税仕入控除税額の確定に伴う報告又は第24条第2項に基づく財産の処分の承認申請については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項

の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第27条 労働局長は、第8条に基づく交付決定等、第12条第3項に基づく承認、第13条第1項に基づく承認、第17条に基づく交付額の確定等、第19条第2項の規定に基づく返還命令、第20条に基づく交付決定の取消し若しくは変更、第21条第1項に基づく返還命令、第23条第2項に基づく納付命令(第24条第3項により準用する場合を含む。)又は第24条第2項に基づく承認について、荷主集団等が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知等について、電子処理組織を使用する方法により行うことができる。

(その他)

第28条 本助成金の交付及び支給に関するその他必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が別途定める。

(附則)

この要綱の規定は、令和8年4月13日以降に行われた交付申請等について適用する。

働き方改革推進支援助成金交付申請書

労働局長 殿

働き方改革推進支援助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

代表事業主 所在地 〒
電話番号
法人名
代表者職氏名

代理人又は社会保険労務士 所在地 〒
(提出代行者・事務代理者の表示)
電話番号
法人名
代表者職氏名
社会保険労務士氏名

1 申請荷主集団等について

(1) 代表事業主の法人番号 (個人事業主や民法上の組合等は不要)																				
(2) 労働保険番号 (継続事業の一括申請をしている場合は指定事業(本社等)の労働保険番号を記入)		-		-		-														
(3) 組織として現に活動している又は今後具体的に活動することが見込まれる 直近で実施した又は予定されている活動内容 ()																				
(4) 荷主集団等又は代表事業主が、過去5年間に助成金の不正受給を行っていない	<input type="checkbox"/>																			
(5) 荷主集団等若しくはその構成員又はこれらの役員等が、いずれも暴力団関係団体等に該当しない	<input type="checkbox"/>																			
(6) 荷主集団等又は代表事業主が、交付申請日の前日から起算して過去1年間に、労働基準関係法令等に係る法令違反を行っていない	<input type="checkbox"/>																			
(7) 荷主集団等の構成員が、現に倒産しておらず、かつ、R8.4.1~R9.3.31の間に倒産の見込みもない	<input type="checkbox"/>																			

(8) 荷主集団等又は代表事業主が、R8.3.31 以前に、労働保険料を滞納したことがない	<input type="checkbox"/> 滞納したことがない <input type="checkbox"/> 滞納したことはあるが、現在は解消している																					
(9) 荷主集団等及び代表事業主が、本年度において、国や地方公共団体からの他の補助金(間接補助金を含む)・助成金を申請している又は受給した	<input type="checkbox"/> 申請も受給もしていない <input type="checkbox"/> 申請している(審査中) 補助金の名称 [_____] <input type="checkbox"/> 受給した 補助金の名称 [_____] 受給した時期 年 月 頃																					
(10) 構成事業主	ア 構成員数 事業主																					
イ 中小企業事業主に該当する構成員の数																						
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">主たる事業</th> <th style="width:40%;">要件</th> <th style="width:30%;">構成事業主数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業</td> <td>資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下 又は その常時使用する労働者の数が 100人以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下 又は その常時使用する労働者の数が 50人以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下 又は その常時使用する労働者の数が 100人以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療、福祉のうち、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院(※)</td> <td>その常時使用する労働者の数が 300人以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の事業</td> <td>資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下 又は その常時使用する労働者の数が 300人以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		主たる事業	要件	構成事業主数	卸売業	資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下 又は その常時使用する労働者の数が 100人以下		小売業	資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下 又は その常時使用する労働者の数が 50人以下		サービス業	資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下 又は その常時使用する労働者の数が 100人以下		医療、福祉のうち、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院(※)	その常時使用する労働者の数が 300人以下		その他の事業	資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下 又は その常時使用する労働者の数が 300人以下		合計		
主たる事業	要件	構成事業主数																				
卸売業	資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下 又は その常時使用する労働者の数が 100人以下																					
小売業	資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下 又は その常時使用する労働者の数が 50人以下																					
サービス業	資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下 又は その常時使用する労働者の数が 100人以下																					
医療、福祉のうち、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院(※)	その常時使用する労働者の数が 300人以下																					
その他の事業	資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下 又は その常時使用する労働者の数が 300人以下																					
合計																						
(11) 本助成金の振込を希望する口座																						
金融機関名	支店名																					
口座の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座																					
口座番号 (右詰め)	[_____]																					
口座名義 (カタカナ)	[_____]																					

(取引環境改善コース)

様式第1号(続紙2)

※ 以下の項目は、いずれの選択肢を選んでも、本助成金の審査には影響しません。

※ 全ての構成事業主が、建設業に対しての発注者・施主、運送業に対しての荷主、また構成事業主の労働者が医師に対しての患者となる可能性があります。業種等にかかわらず、すべての申請者をご確認ください。

<p>(12) 各業種等の取引改善等に向け、全ての傘下企業に対し、以下の事項について呼びかけを行う</p> <p>【建設業】 発注者・施主となった場合、週休2日工事の推進のため、<u>著しく短い工期による契約締結を行わないこと。</u></p> <p>【自動車】 荷主となった場合、運送契約の締結等に際して、<u>提供する役務の内容やその対価(附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。)等について記載した書面を交付すること。</u></p> <p>【医師】 病院・診療所の診療時間内に診療ができるように、<u>労働者の休暇取得に配慮すること。</u>また、<u>労働者に対し、病院・診療所の診療時間内に受診するように呼びかけを行うこと。</u></p>	<p><input type="checkbox"/> 協力する</p> <p><input type="checkbox"/> 協力しない</p>
--	--

2 助成対象経費

(1) 経費区分				
	謝金	円	通信運搬費	円
	旅費	円	機械装置等購入費	円
	借損料	円	造作費	円
	会議費	円	備品費	円
	雑役務費	円	委託費	円
	印刷製本費	円	経費区分計	円
(2) 国庫補助所要額(改善事業の実施に要する費用)				万円
※上記(1)の経費区分計又は助成上限額のいずれか低い額を記入				(1,000円未満切捨て)

3 消費税仕入控除税額に関する事項

(1) 上記2(3)の算定方法	
<input type="checkbox"/> ①消費税仕入控除税額を除いて(税抜で)国庫補助所要額を算定 <input type="checkbox"/> ②消費税仕入控除税額を含めて(税込で)国庫補助所要額を算定	
(2) 上記(1)で②を選択した場合のみ回答	
<input type="checkbox"/> ①免税事業者である <input type="checkbox"/> ②簡易課税事業者である <input type="checkbox"/> ③消費税法別表第3に掲げる法人である <input type="checkbox"/> ④①~③以外の者であって、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する	
(④を選択した場合のみ確認) 消費税及び地方消費税の申告により、消費税仕入控除税額が確定した場合(消費税仕入控除税額が0円の場合を含む)は、遅くとも事業実施年度の翌々年度6月末日までに労働局長に報告しなければなりません。 報告いただいた後、労働局長が当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じます(消費税仕入控除額が0円の場合は除く)。当該命令のなされた日から20日以内が納付期限となりますので、速やかに返還してください。	<input type="checkbox"/> 確認しました

構成員一覧

番号	区分	事業主名	所在地	常時使用する労働者の数		業種
				資本金の額 又は 出資の総額		
1	<input type="checkbox"/> 荷主 <input type="checkbox"/> 倉庫事業者 <input type="checkbox"/> 運送事業者		〒		人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他の事業
					円	
2	<input type="checkbox"/> 荷主 <input type="checkbox"/> 倉庫事業者 <input type="checkbox"/> 運送事業者		〒		人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他の事業
					円	
3	<input type="checkbox"/> 荷主 <input type="checkbox"/> 倉庫事業者 <input type="checkbox"/> 運送事業者		〒		人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他の事業
					円	
4	<input type="checkbox"/> 荷主 <input type="checkbox"/> 倉庫事業者 <input type="checkbox"/> 運送事業者		〒		人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他の事業
					円	
5	<input type="checkbox"/> 荷主 <input type="checkbox"/> 倉庫事業者 <input type="checkbox"/> 運送事業者		〒		人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他の事業
					円	
6	<input type="checkbox"/> 荷主 <input type="checkbox"/> 倉庫事業者 <input type="checkbox"/> 運送事業者		〒		人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他の事業
					円	
7	<input type="checkbox"/> 荷主 <input type="checkbox"/> 倉庫事業者 <input type="checkbox"/> 運送事業者		〒		人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他の事業
					円	
8	<input type="checkbox"/> 荷主 <input type="checkbox"/> 倉庫事業者 <input type="checkbox"/> 運送事業者		〒		人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他の事業
					円	
9	<input type="checkbox"/> 荷主 <input type="checkbox"/> 倉庫事業者 <input type="checkbox"/> 運送事業者		〒		人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他の事業
					円	
10	<input type="checkbox"/> 荷主 <input type="checkbox"/> 倉庫事業者 <input type="checkbox"/> 運送事業者		〒		人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他の事業
					円	

※ 必要に応じて行を加除して記載すること。

働き方改革推進支援助成金交付決定通知書

殿

労働局長 印

年 月 日付けで申請のあった働き方改革推進支援助成金については、審査の結果、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条 { 第1項の規定により、
第3項の規定により修正のうえ、 } 下記のとおり交付することに決定しましたので、同法第8条の規定により通知します。

記

- 1 事業実施予定期間 交付決定の日より 年 月 日まで
- 2 助成金の交付の対象となる経費は、令和●年●月●日厚生労働省発基●●第●号厚生労働事務次官通知別紙「働き方改革推進支援助成金交付要綱（取引環境改善コース）」（以下「交付要綱」という。）第4条に定める改善事業の実施に要する費用であり、その内容は { 年 月 日申請書記載のとおり
下記3のとおり } です。
- 3 改善事業の実施に要する費用及び助成金の額は、次のとおりです。ただし、改善事業の内容が変更された場合において、改善事業の実施に要する費用又は助成金の額が変更されたときは、別に通知するところによるものとします。

改善事業の実施に要する経費	金	円
助成金の額	金	円

- 4 助成金の額の確定は、交付要綱第4条に定める交付額の算定方法により行うものとします。
- 5 助成事業主は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、交付要綱及び働き方改革推進支援助成金支給要領（取引環境改善コース）の定めるところに従うこととします。

(取引環境改善コース)

- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は 年 月 日とします。

(注)交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。(厚生労働省所管補助金等交付規則第3条)

- 7 助成金の支給に関して必要と認め実施する調査又は報告に協力してください。

- 8 補助金に係る消費税および地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとします。

- 9 申請内容について不交付とする部分がある場合

内容及び理由

--

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)

働き方改革推進支援助成金不交付決定通知書

殿

労 働 局 長 印

年 月 日付けで申請のあった働き方改革推進支援助成金については、審査の結果、下記の理由により交付しないことに決定しましたので、通知します。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

理由

働き方改革推進支援助成金交付決定取消・変更通知書

殿

労働局長 印

年 月 日 労発雇均 第 号による働き方改革推進支援助成金の交付決定については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）

{ 第17条第1項
第10条第1項 } 及び下記の理由により { 全部を
一部を } { 取り消す
変更する } こととしたので、

通知します。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

内容及び理由

--

(取引環境改善コース)

様式第4号

年 月 日

働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更申請書

労働局長 殿

代表事業主 所在地 〒

電話番号

法人名

代表者職氏名

代理人又は社会保険労務士 所在地 〒

(提出代行者・事務代理者の表示)

電話番号

法人名

代表者職氏名

社会保険労務士氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた標記助成金について、下記のとおり事業実施計画の変更の承認を受けたいので申請します。

記

1 事業実施計画変更の事由

--

2 助成対象経費

(1) 経費区分				
	謝金	円	通信運搬費	円
	旅費	円	機械装置等購入費	円
	借損料	円	造作費	円
	会議費	円	備品費	円
	雑役務費	円	委託費	円
	印刷製本費	円	経費区分計	円
(2) 国庫補助所要額(改善事業の実施に要する費用)				万円
※上記(1)の経費区分計又は助成上限額のいずれか低い額を記入				(1,000円未満切捨て)

3 消費税仕入控除税額に関する事項

(1) 上記2(3)の算定方法	
<input type="checkbox"/> ①消費税仕入控除税額を除いて(税抜で)国庫補助所要額を算定 <input type="checkbox"/> ②消費税仕入控除税額を含めて(税込で)国庫補助所要額を算定	
(2) 上記(1)で②を選択した場合のみ回答	
<input type="checkbox"/> ①免税事業者である <input type="checkbox"/> ②簡易課税事業者である <input type="checkbox"/> ③消費税法別表第3に掲げる法人である <input type="checkbox"/> ④①~③以外の者であって、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する	
(④を選択した場合のみ確認) 消費税及び地方消費税の申告により、消費税仕入控除税額が確定した場合(消費税仕入控除税額が0円の場合を含む)は、遅くとも事業実施年度の翌々年度6月末日までに労働局長に報告しなければなりません。 報告いただいた後、労働局長が当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じます(消費税仕入控除額が0円の場合は除く)。当該命令のなされた日から20日以内が納付期限となりますので、速やかに返還してください。	<input type="checkbox"/> 確認しました

構成員一覧

番号	区分	事業主名	所在地	常時使用する労働者の数		業種
				資本金の額 又は 出資の総額		
1	<input type="checkbox"/> 荷主 <input type="checkbox"/> 倉庫事業者 <input type="checkbox"/> 運送事業者		〒		人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他の事業
					円	
2	<input type="checkbox"/> 荷主 <input type="checkbox"/> 倉庫事業者 <input type="checkbox"/> 運送事業者		〒		人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他の事業
					円	
3	<input type="checkbox"/> 荷主 <input type="checkbox"/> 倉庫事業者 <input type="checkbox"/> 運送事業者		〒		人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他の事業
					円	
4	<input type="checkbox"/> 荷主 <input type="checkbox"/> 倉庫事業者 <input type="checkbox"/> 運送事業者		〒		人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他の事業
					円	
5	<input type="checkbox"/> 荷主 <input type="checkbox"/> 倉庫事業者 <input type="checkbox"/> 運送事業者		〒		人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他の事業
					円	
6	<input type="checkbox"/> 荷主 <input type="checkbox"/> 倉庫事業者 <input type="checkbox"/> 運送事業者		〒		人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他の事業
					円	
7	<input type="checkbox"/> 荷主 <input type="checkbox"/> 倉庫事業者 <input type="checkbox"/> 運送事業者		〒		人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他の事業
					円	
8	<input type="checkbox"/> 荷主 <input type="checkbox"/> 倉庫事業者 <input type="checkbox"/> 運送事業者		〒		人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他の事業
					円	
9	<input type="checkbox"/> 荷主 <input type="checkbox"/> 倉庫事業者 <input type="checkbox"/> 運送事業者		〒		人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他の事業
					円	
10	<input type="checkbox"/> 荷主 <input type="checkbox"/> 倉庫事業者 <input type="checkbox"/> 運送事業者		〒		人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> その他の事業
					円	

※ 必要に応じて行を加除して記載すること。

働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更承認通知書

殿

労働局長 印

年 月 日付けで申請のあった働き方改革推進支援助成金に係る事業実施計画の変更の承認申請については、審査の結果、下記により承認します。

つきましては、年 月 日 労発雇均 第 号で交付決定した内容の一部を次のとおり変更することに決定したので、通知します。

記

- 1 助成金の交付の対象となる経費は、令和●年●月●日厚生労働省発基●●第●号厚生労働事務次官通知別紙「働き方改革推進支援助成金交付要綱（取引環境改善コース）」（以下「交付要綱」という。）第4条に定める改善事業の実施に要する費用であり、

その内容は { 年 月 日申請書記載のとおり } です。
下記3のとおり

- 2 承認された変更内容は、次のとおりです。

- 3 事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりです。

改善事業の実施に要する経費	金	円
うち今回の増加（減少）額	金	円
助成金の額	金	円
うち今回の増加（減少）額	金	円

- 4 この事業実施の承認内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、年 月 日とします。

（注）交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。（厚生労働省所管補助金等交付規則第3条）

働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更不承認通知書

殿

労 働 局 長 印

年 月 日付けで申請のあった働き方改革推進支援助成金に係る事業実施計画の変更の承認申請については、審査の結果、下記の理由により承認しないこととしたので、通知いたします。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

理由

働き方改革推進支援助成金事業中止・廃止承認申請書

労働局長 殿

代表事業主

所在地 〒

電話番号

法人名

代表者職氏名

代理人又は社会保険労務士

所在地 〒

(提出代行者・事務代理者の表示)

電話番号

法人名

代表者職氏名

社会保険労務士氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた働き方改革推進支援助成金の改善事業について、

中止
 廃止

} したいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助金の実績

交付決定額	助成金充当額	不用額
円	円	円

2 交付対象事業の中止又は廃止日 年 月 日

3 事業を中止又は廃止する理由

(取引環境改善コース)

様式第7号の2

労発雇均 第 号
年 月 日

働き方改革推進支援助成金事業中止・廃止承認通知書

殿

労働局長 印

年 月 日 労発雇均 第 号で交付決定した働き方改革推進支援助成金の
改善事業については、審査の結果、年 月 日付けの申請に基づき { 中止
廃止 } を
承認することとしたので、通知します。

働き方改革推進支援助成金事業実施予定期間変更報告書

労働局長 殿

代表事業主
所在地 〒
電話番号
法人名
代表者職氏名

代理人又は社会保険労務士
(提出代行者・事務代理者の表示)
所在地 〒
電話番号
法人名
代表者職氏名
社会保険労務士氏名

働き方改革推進支援助成金に係る事業実施予定期間の変更について、下記のとおり報告します。

記

1 事業実施予定期間の終期

変更前 年 月 日 → 変更後 年 月 日

2 交付決定年月日 年 月 日

3 変更の理由

働き方改革推進支援助成金事業実施状況報告書

労働局長 殿

代表事業主

所在地 〒

電話番号

法人名

代表者職氏名

代理人又は社会保険労務士
(提出代行者・事務代理者の表示)

所在地 〒

電話番号

法人名

代表者職氏名

社会保険労務士氏名

交付要綱第15条により、働き方改革推進支援助成金に係る改善事業の実施状況について、報告します。

記

改善事業の実施状況について

--

働き方改革推進支援助成金支給申請書

労働局長 殿

代表事業主 所在地 〒
電話番号
法人名
代表者職氏名

代理人又は社会保険労務士 所在地 〒
(提出代行者・事務代理者の表示)
電話番号
法人名
代表者職氏名
社会保険労務士氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた改善事業について、働き方改革推進支援助成金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 支給申請額

	円
--	---

2 その他

(1) 荷主集団等及び代表事業主が、交付決定後に、国や地方公共団体からの他の補助金（間接補助金を含む。）・助成金を申請した又は受給した	<input type="checkbox"/> 申請も受給もしていない <input type="checkbox"/> 申請した（審査中） 補助金の名称 [] <input type="checkbox"/> 受給した 補助金の名称 [] 受給者の名称 [] 受給した時期 年 月頃
(2) 荷主集団等及び代表事業主が、交付決定後、助成金の不正受給を行っていない	<input type="checkbox"/>
(3) 荷主集団等又は代表事業主が、交付決定後、労働基準関係法令等に係る法令違反を行っていない	<input type="checkbox"/>
(4) 荷主集団等の構成員が、現に倒産しておらず、かつ、事業実施年度内に倒産の見込みもない	<input type="checkbox"/>

働き方改革推進支援助成金事業実施結果報告書

労働局長 殿

代表事業主 所在地 〒
電話番号
法人名
代表者職氏名

代理人又は社会保険労務士 所在地 〒
(提出代行者・事務代理者の表示)
電話番号
法人名
代表者職氏名
社会保険労務士氏名

働き方改革推進支援助成金に係る改善事業の実施の結果について、必要な資料を添付の上、下記のとおり報告します。

記

続紙のとおり。

2 助成対象経費

(1) 経費区分				
	謝金	円	通信運搬費	円
	旅費	円	機械装置等購入費	円
	借損料	円	造作費	円
	会議費	円	備品費	円
	雑役務費	円	委託費	円
	印刷製本費	円	経費区分計	円
(2) 国庫補助所要額 (改善事業の実施に要する費用)				万円
※上記 (1) の経費区分計又は助成上限額のいずれか低い額を記入				(1,000 円未満切捨て)

3 消費税仕入控除税額に関する事項

(1) 上記 2 (3) の算定方法	
<input type="checkbox"/> ①消費税仕入控除税額を除いて (税抜で) 国庫補助所要額を算定 <input type="checkbox"/> ②消費税仕入控除税額を含めて (税込で) 国庫補助所要額を算定	
(2) 上記 (1) で②を選択した場合のみ回答	
<input type="checkbox"/> ①免税事業者である <input type="checkbox"/> ②簡易課税事業者である <input type="checkbox"/> ③消費税法別表第 3 に掲げる法人である <input type="checkbox"/> ④①~③以外の者であって、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する	
(④を選択した場合のみ確認) 消費税及び地方消費税の申告により、消費税仕入控除税額が確定した場合 (消費税仕入控除税額が 0 円の場合を含む。) は、遅くとも事業実施年度の翌々年度 6 月末日までに労働局長に報告しなければなりません。 報告いただいた後、労働局長が当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じます (消費税仕入控除額が 0 円の場合は除く。)。当該命令のなされた日から 20 日以内が納付期限となりますので、速やかに返還してください。	<input type="checkbox"/> 確認しました

働き方改革推進支援助成金交付額確定通知書

殿

労 働 局 長 印

年 月 日付けで申請のあった働き方改革推進支援助成金については、審査の結果、下記のとおり支給することを決定したので、通知いたします。

記

交付額（確定額）

円

<注意事項>

- 1 助成金の支給に関して必要と認め、実施する調査又は報告に協力してください。
- 2 働き方改革推進支援助成金事業の実施に要した費用の支出及び成果目標の達成状況に関する証拠書類は、翌年度の初日から起算して5年間、整理・保管してください。
- 3 交付要綱第 20 条 1 項に該当する場合には、交付決定を取り消し、支給した助成金の全部又は一部を返還していただくことがあります。また、不正受給を行った場合、事業主の名称等が公表される場合があります。

<アンケートのお願い>

本事業の今後の参考とするため、アンケートへのご協力をお願いいたします。

[取引環境改善コース アンケートフォーム]

<https://forms.office.com/r/BB68rU5ygN>



※ 本アンケートフォームは令和9年4月30日まで開設しています。本アンケートに回答すると、厚生労働省が定めるプライバシーポリシー (<https://www.mhlw.go.jp/stf/chosakuken/ms365policy.html>) に同意したこととみなされます。

※ PC やスマートフォン等から回答可能ですが、1 集団あたりのご回答は 1 回のみとさせていただきます。

働き方改革推進支援助成金に係る消費税額の確定に伴う報告書

労働局長 殿

代表事業主
所在地 〒
電話番号
法人名
代表者職氏名

代理人又は社会保険労務士
(提出代行者・事務代理者の表示)
所在地 〒
電話番号
法人名
代表者職氏名
社会保険労務士氏名

下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条に基づく確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税額の申告により確定した消費税仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）

金 円

※記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付すること。

働き方改革推進支援助成金返還命令書

殿

労 働 局 長 印

年 月 日付けをもって支給した働き方改革推進支援助成金については、下記により返還することを命じます。

なお、この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

1 返還の理由

--

2 返還額 円

3 返還の期限 年 月 日

4 返還の方法

別途交付する納入告知書に従い、上記2の金額を国庫に納付すること

なお、交付要綱第21条第2項の規定により、年 月 日から納付の日までの日数に応じ、当該金額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付すること。